

Institution for a Global Society 株式会社

定 款

平成 22 年 5 月 10 日作成
平成 28 年 9 月 12 日改定
平成 28 年 12 月 15 日改定
平成 29 年 6 月 30 日改定
平成 30 年 12 月 14 日改定
令和 2 年 6 月 29 日改定
令和 3 年 3 月 31 日改定
令和 3 年 6 月 30 日改定
令和 3 年 10 月 5 日改定
令和 3 年 11 月 10 日改定

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、Institution for a Global Society 株式会社と称し、英文では Institution for a Global Society Corporation と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネットを利用した人材評価、測定サービスの提供
- (2) インターネットを利用した人材育成のための教育サービスの提供
- (3) 人材の評価、教育に関する研修
- (4) 人材の評価、教育に関するコンサルティング
- (5) 人材の評価、教育に関する各種調査、分析及び情報提供
- (6) コンピュータシステム及びコンピュータソフトウェアの企画、開発、販売及び配信
- (7) ウェブコンテンツ及びデジタルコンテンツの企画、制作、販売及び配信
- (8) 教材及び教育機材の企画、制作、出版及び販売
- (9) 職業紹介業
- (10) 前各号に附帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、15,900,000株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条 (招集)

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第14条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第18条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条 (員数)

当社の取締役は、10名以内とする。

第20条 (選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 (任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第22条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第26条 (取締役会の決議の省略)

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条 （取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条 （取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条 （報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第30条 （責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第31条 （員数）

当社の監査役は、5 名以内とする。

第32条 （選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条 （任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第35条 (監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第36条 (監査役会の決議の方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第37条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第38条 (監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第39条 (報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第40条 (責任免除)

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第41条 (選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第42条 (任期)

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第43条 (報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第44条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第45条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第46条 (中間配当)

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第47条 (配当金の除斥期間)

配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上